



山形県公報

令和2年6月26日(金)
第116号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規則

- 山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………(市町村課) ……697

### 告示

- 県道の供用の開始……………(村山総合支庁建設総務課) ……同  
○建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の変更の届出……………(建築住宅課) ……698  
○道路の位置の指定……………(村山総合支庁建築課) ……699  
○開発行為に関する工事の完了……………(同) ……同  
○県証紙売りさばき人の名称の変更……………(会計局) ……同

### 公告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(置賜総合支庁総務課) ……700

### 正誤

## 規則

山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月26日

山形県知事 吉村美栄子

### 山形県規則第54号

山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年3月県規則第40号)の一部を次のように改正する。

第2条の表第3項中「第2条第1項の表第30項第25号」を「第2条第1項の表第30項第26号」に改め、同表第5項中「第2条第1項の表第47項第11号」を「第2条第1項の表第48項第11号」に改め、同表第6項中「第2条第1項の表第48項第7号」を「第2条第1項の表第49項第7号」に改める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告示

### 山形県告示第500号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和2年6月26日から同年7月10日まで縦覧に供する。

令和2年6月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 山形山辺線
- 2 供用開始の区間 山形市大字内表字内表南601番4から  
同 鮎洗字仲田864番3まで
- 3 供用開始の期日 令和2年6月30日

**山形県告示第501号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更する旨の届出があった。

令和2年6月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所  
株式会社建築構造センター  
東京都新宿区新宿一丁目8番1号
- 2 届出の内容  
構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更

| 変 更 前                | 変 更 後 | 変更年月日       |
|----------------------|-------|-------------|
| 宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番28号 | 同 左   | 令和 2. 5. 28 |
| 福島県郡山市中町11番5号        | 同 左   |             |
| 群馬県高崎市八島町262番地       | 同 左   |             |
| 埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目2番3号 | 同 左   |             |
| 千葉県船橋市葛飾町二丁目402番地3   | 同 左   |             |
| 東京都新宿区新宿一丁目8番1号      | 同 左   |             |
| 神奈川県横浜市西区北幸二丁目3番19号  | 同 左   |             |
| 長野県長野市南県町1082番地      | 同 左   |             |
| 愛知県名古屋市中区栄四丁目14番2号   | 同 左   |             |
| 三重県四日市市浜田町12番18号     | 同 左   |             |
| 島根県松江市中原町6番地         | 同 左   |             |
| 岡山県岡山市北区内山下一丁目3番19号  | 同 左   |             |
| 広島県広島市中区八丁堀15番6号     | 同 左   |             |
| 香川県高松市亀井町2番地1        | 同 左   |             |
| 愛媛県松山市三番町七丁目13番地13   | 同 左   |             |

|                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| 福岡県福岡市博多区御供所町1番1号  | 同 左                |
| 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目9番38号 | 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目5番10号 |
| 長崎県長崎市万才町3番4号      | 同 左                |
| 鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号 | 同 左                |
| 沖縄県浦添市牧港五丁目6番8号    | 同 左                |

**山形県告示第502号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
 なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

令和2年6月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有村総建第190号
- 2 指定の場所 東根市宮崎三丁目69番5の一部、70番10の一部、71番4の一部
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル  
延長 54.76メートル
- 4 指定年月日 令和2年6月15日

**山形県告示第503号**

次の開発行為は、完了した。

令和2年6月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号 令和元年7月1日 指令村総建第167号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西村山郡河北町谷地字月山堂1115番、1116番、1117番、1118番、1119番、1120番、1121番、1149番、1150番、1151番、1152番、1153番、1154番、1155番1、1155番2、1156番、1157番、1158番、1159番、1160番、1161番、1202番の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称 山形市あこや町三丁目8番9号 株式会社ヤマザワ

**山形県告示第504号**

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第13条第1項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人の名称を変更した旨の届出があった。

令和2年6月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 売りさばき人の名称及び代表者氏名                |                            | 売りさばき所の所在地     | 変更年月日   |
|---------------------------------|----------------------------|----------------|---------|
| 変更前                             | 変更後                        |                |         |
| 株式会社ハウスリンク不動産販売<br>代表取締役 井上 雄一郎 | 株式会社ハウスリンク<br>代表取締役 井上 雄一郎 | 長井市高野町二丁目7番14号 | 令和2.6.1 |

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

令和2年6月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請のあった年月日

令和2年6月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名 称

特定非営利活動法人はーとサービス川西

(2) 代表者の氏名

森谷 孝男

(3) 主たる事務所の所在地

東置賜郡川西町大字上奥田3879番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、交通機関空白地である川西町東沢地域の住民及び置賜地域の福祉サービスを必要とする住民等に対して、移動手段及び買い物代行サービスの提供と、高齢者世帯等の生活弱者に対しての住宅支援に関する事業を行い、地域に於ける生活の利便性向上に寄与することを目的とする。

正 誤

| 発行年月日       | 県公報<br>番 号 | ページ | 行     | 誤                                                                                     | 正                                                                                                                                                   |
|-------------|------------|-----|-------|---------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和 2. 3. 31 | 第92号       | 376 | 下から17 | 9438番 2                                                                               | 9348番 2                                                                                                                                             |
| 同           | 同          | 377 | 下から26 | 9438番 2                                                                               | 9348番 2                                                                                                                                             |
| 令和 2. 6. 12 | 第112号      | 659 | 8     | 1376-1、1376-76、1376-77、字鴻ノ沢1377-35、字柏木山1298-1から1298-3まで、1298-148、1298-150から1298-154まで | 1376-1・1376-77（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1376-76、字鴻ノ沢1377-35、字柏木山1298-1から1298-3まで・1298-151（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、1298-148、1298-150、1298-152から1298-154まで |
| 同           | 同          | 同   | 20    | 「次のとおり」                                                                               | 「次の図」及び「次のとおり」                                                                                                                                      |